

## 車庫証明における所在図について

この度、自動車の保管場所の確保に関する法律施行規則の改正があり、平成 23 年 7 月 19 日より、自動車保管場所証明書の申請において「使用の本拠の位置と保管場所の位置が同一の場合」は、所在図を省略することができるようになります。（ただし、保管場所の位置の特定のために、近隣の目標となるものが必要な場合は除く）。

しかしながら、高知県の場合、高知市神田・福井町など住居表示がない地域や地番が飛んでいる地域が多く存在し、現地調査の際混乱が予想されます。

そのため、県警本部交通規制課から会員自身が現場へ行く際、所在図等を所持している場合は極力今まで通り所在図を添付して欲しいとの協力要請がありましたので、会員の皆様へご通知いたします

ご理解・ご協力の程よろしくお願いいたします。

※「使用の本拠の位置と保管場所の位置が同一の場合」とは

- 申請者等の住居又は所在地が一軒家等  
→その敷地内に保管場所がある場合
- 申請者等の住居又は所在地が集合住宅等  
→その敷地内に当該集合住宅等に付属する保管場所がある場合